

取締役の利益相反防止のため の自己申告等に関する規程

株式会社K2インターナショナルジャパン

施行：令和 4年 8月 1日

第1条 (目的)	1
第2条 (対象者)	1
第3条 (自己申告)	1
第4条 (定期申告)	1
第5条 (申告後の対応)	1
第6条 (申告内容及び申告書面の管理)	2
第7条 (改廃)	2

(目的)

第1条 この規程は、株式会社K2インターナショナルジャパン(以下「会社」という。)の取締役の「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、会社の取締役に対して適用する。

(自己申告)

第3条 取締役は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに会社以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること(以下「兼職等」という。)となる場合には、事前に代表取締役に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、会社と取締役との利益が相反する可能性がある場合(会社と業務上の関係にある他の団体等に取締役が関係する(兼職等を除く。)ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。)に関しても前項と同様とする。

3 取締役は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に代表取締役に書面で申告するものとする。

4 代表取締役が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを代表取締役以外の取締役に対して行うものとする。

(定期申告)

第4条 取締役は、毎年1月と6月に当該取締役の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について代表取締役に書面で申告するものとする。

(申告後の対応)

第5条 前2条の規定に基づく申告を受けた代表取締役は、会社の利益相反防止担当部署と連携して申告内容の確認を徹底した上、申告を行った者が代表取締役である場合には代表取締役以外の取締役とそれぞれ協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、会社との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置(以下「適正化等措置」という。)を求めるものとする。

2 前項にかかわらず、第3条第4項に規定する場合、申告を受けた代表取締役以外の取締役は、会社の利益相反防止担当部署と連携して申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った代表取締役に対して適正化等措置を求めるものとする。

3 前2項における適正化等措置とは、会社と取締役との利益が相反する可能性がある団体の資金分配団体としての採択に関する議案の審議及び決議には参加しない等により利益相反を排除することをいう。

(申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、会社の利益相反防

止担当部署にて管理するものとする。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、役員会の決議を経て行う。

附則

この規定は、令和4年8月1日から施行する。(令和4年7月19日役員会決議)